

特定個人情報取扱規程

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会
特定個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)、
「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)
及び「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(事業者編)」に基づき、公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会(以下「共助会」という。)
が行う特定個人情報等の取り扱いについて定めるものである。

2 特定個人情報等の取り扱いに関しては、共助会の個人情報保護に関する他の規程に優先してこの規程を適用する。この規程が共助会の他の規程と矛盾抵触するとき、また同じ。

(定義)

第2条 この規程に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報 個人情報保護法に定める個人情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述によって特定の個人を識別できるものをいう。
- (2) 個人番号 番号法の規定により住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために市区町村より各住民に指定された番号をいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に変わって用いられる番号、記号、その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。)をその内容に含むものをいう。
- (4) 個人番号利用事務 行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、また管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。また、この事務を行う者を「個人番号利用事務実施者」という。
- (5) 個人番号関係事務 個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。また、この事務を行う者を「個人番号関係事務実施者」という。
- (6) 職員 直接又は間接に共助会の指揮監督を受けて共助会の業務を実施している者を行い、雇用関係にない者も含む。
- (7) 事務取扱担当者 個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (8) 事務取扱責任者 特定個人情報等の管理に関して責任を担う者をいう。

第2章 業務の範囲

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 共助会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、原則として次のとおりとする。

- (1) 健康保険・厚生年金保険関係の届出事務
- (2) 雇用保険関係の届出事務
- (3) 労働者災害補償保険法関係の届出事務
- (4) 国民年金第3号被保険者関係の届出事務
- (5) 給与所得・退職所得に係る源泉徴収票の作成事務
- (6) 報酬・料金等の支払調書の作成事務
- (7) 扶養控除等(異動)申告書及び保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の作成事務
- (8) 個人住民税に関する届出事務
- (9) その他(1)から(8)の事務に関連する事務

(取り扱う特定個人情報等の範囲)

第4条 前条において共助会が使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理する特定個人情報は次のとおりとする。

- (1) 職員又は職員以外の個人から番号法に基づく本人確認を実施するために提出された書類及びこれらの写し
- (2) 共助会が行政機関等に提出するために作成した届出書類及びこれらの控え。ただし、個人番号記載のものに限る。
- (3) 共助会が法定調書を作成する上で職員又は職員以外の個人から受領した個人番号が記載された書類等
- (4) その他個人番号と関連付けて保存される情報

第3章 組織体制及び責務

(組織体制)

第5条 特定個人情報等を管理する事務取扱責任者は、事務局長とする。

2 事務取扱担当者は、事務取扱責任者以外の者から事務取扱責任者が指名する。

(事務取扱責任者の責務)

第6条 事務取扱責任者は、この規程を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるために必要な教育訓練を行うほか、特定個人情報等の安全管理のために必要な対策等の措置を講ずるものとする。

2 事務取扱責任者は、特定個人情報等が適正に取り扱われるよう事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事務取扱担当者の責務)

第7条 事務取扱担当者は特定個人情報等を取り扱う業務に従事する際、番号法、個人情

報保護法、その他関係法令、この規程及び事務取扱責任者の指示等に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払って業務を行うものとする。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい等、番号法、個人情報保護法、その他関係法令、この規程及び事務取扱責任者の指示等に反する事実又はその兆候を把握したときは速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。
- 3 個人番号等が記載された書類を受領した事務取扱担当者は、必要な業務が終了した後には速やかに当該書類を返却する等して、個人番号等を自らの手元に残してはならない。
(情報漏えい等への対応)

第8条 事務取扱責任者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損による事故（以下「漏えい事案等」という。）が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合には、事実関係並びに調査結果を理事会及び関係者に速やかに報告するものとする。

- 2 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断したときは、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講ずるものとする。
- 3 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断したときは、本人にその事実を通知するとともに、必要に応じて公表する。
(苦情への対応)

第9条 事務取扱担当者は、番号法、個人情報保護法、特定個人情報保護ガイドライン又はこの規程に基づく特定個人情報の取り扱いについて苦情の申出があったときは、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。

- 2 事務取扱責任者は、苦情について報告を受けたときは適切かつ迅速に対応するものとする。

第4章 安全管理措置

(安全管理措置)

第10条 共助会は、特定個人情報等を原則として紙媒体により記録し、特定個人情報等を記載した紙媒体、書類等は施錠できるキャビネットあるいは書庫等に保管する。

- 2 特定個人情報等を取り扱う事務は、可能な限り間仕切り等を設置して事務取扱担当者以外の者の立ち入りが少ない場所で行うものとする。
(書類等の持ち出しの禁止)

第11条 共助会は、特定個人情報等が記載された書類の持ち出しを次に掲げる場合を除き禁止する。

- (1) 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託業務を実施するために必要な範囲内で情報を提供する場合。
- (2) 行政機関等への届出書類の提出等、共助会が実施する個人番号関係事務に関して書類あるいはデータを提出する場合。

(特定個人情報取扱台帳)

第12条 事務取扱担当者は、特定個人情報の取り扱い状況を確認するため、特定個人情報取扱台帳に次の事項を記録するものとする。ただし、特定個人情報取扱台帳には、特定個人情報等を記載してはならない。

- (1) 特定個人情報等の種類、名称
 - (2) 責任者及び担当者
 - (3) 利用目的
 - (4) 特定個人情報等の取得状況
 - (5) 特定個人情報等の利用及び保管の状況、第三者への情報提供の状況
 - (6) 書類、情報媒体等の持ち出し記録
 - (7) 特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況
 - (8) 特定個人情報の廃棄、削除の状況
- (委託に関する取り扱い)

第13条 共助会は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託する場合には、自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先においても講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

第5章 特定個人情報の取得、利用及び保管

(特定個人情報の取得)

第14条 共助会は、特定個人情報の取得を適法かつ公正な手段によって行う。

- 2 共助会は、第3条に定める事務を処理するために必要があるとき、本人又は個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者に個人番号の提供を求めることができる。
- 3 共助会は、特定個人情報を取得するときには、あらかじめその利用目的を公表して取得するものとする。
- 4 共助会は、番号法第16条の定める方法により職員又は第三者の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行う。また、代理人についても代理権の確認、当該代理人の身元確認等を行うものとする。
- 5 職員又は第三者が個人番号及び本人確認に必要な書類の提供に応じないときは、いわゆるマイナンバー制度の意義を説明し、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めることとする。なお提供の求めに応じないときは、提供を求めた経緯等を記録し、保存するものとする。

(特定個人情報の利用)

第15条 共助会が取得する特定個人情報の利用目的の範囲は、第3条に掲げる事務の範囲内とする。

- 2 共助会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行わなければならない。

3 共助会は、利用目的を変更したときは、変更した目的について本人に通知し、又は公表するものとする。

4 共助会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要のある場合を除き、本人の同意があっても利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならない。

(特定個人情報の保管)

第16条 共助会は、特定個人情報を利用目的の範囲内において正確かつ最新の状態で管理するように努める。

2 共助会は、個人情報保護法第23条第1項の規定に基づき、特定個人情報に係る保有個人情報に関する事項を本人の知り得る状態に置くものとする。

3 共助会は、本人確認書類（個人番号記載の書類等）の写し、共助会が行政機関等に提出する法定調書等の控え及び共助会が取得した個人番号が記載された書類等を特定個人情報として関連する法令に定められた保存期間を経過するまでの間保管する。

第6章 特定個人情報の提供

(第三者への提供制限)

第17条 共助会は、番号法第19条の規定に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。

第7章 特定個人情報の開示、訂正等及び利用停止等

(特定個人情報の開示)

第18条 共助会は、共助会の保有する特定個人情報について当該本人又はその代理人から開示を求められた場合、厳格に本人確認を実施したうえで本人が開示を求めた範囲内でこれに応ずるものとする。

2 共助会は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該開示請求の全部又は一部を不開示とすることができる。その場合には、請求者に理由を説明する。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。

(2) 共助会の適正な業務の執行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合。

(3) 他の法令に違反することとなる場合。

3 本人又はその代理人から開示請求を受けたときは、次の手順によりこれに応ずる。

(1) 開示の請求は書面により受け付ける。

(2) 代理人による請求の場合には代理権（委任状）の確認を行う。

(3) 事務取扱責任者は、開示請求に関する事実を慎重に確認の上、開示の可否を決定する。

(4) 開示請求に対する回答（不開示の回答を含む。）は書面で行う。

(特定個人情報の訂正等)

第19条 共助会は、共助会の保有する特定個人情報について当該本人又はその代理人か

ら内容が事実でないとして訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められたときには、必要な調査を行い、その結果に基づき遅滞なくこれに応ずる。

2 本人又はその代理人から訂正等の請求を受けたときは、次の手順によりこれに応ずる。

- (1) 訂正等の請求は書面により受け付ける。
- (2) 代理人による請求の場合には代理権（委任状）の確認を行う。
- (3) 事務取扱責任者は、訂正等すべき内容が事実であることを証明できる資料の提出を求め、遅滞なくこれを調査して、訂正等の可否を決定する。
- (4) 訂正等の請求に対する回答（訂正等の措置を取らないとの回答を含む。）は書面で行う。なお、訂正等の措置を取らない場合は、その理由を説明する。

（特定個人情報の利用停止等）

第20条 共助会は、本人又はその代理人から共助会の保有する特定個人情報が個人情報保護法第16条の規定に違反して取得されたとの理由で、同法第17条の規定に違反して取り扱われたとの理由で又は番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されたとの理由で、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という。）を求められ、その理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく利用停止等を行う。

2 前項の規定は、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合、その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するためにこれに変わるべき措置を取るときは、これを適用しない。

3 本人又はその代理人から訂正等の請求を受けたときは、次の手順によりこれに応ずる。

- (1) 訂正等の請求は書面により受け付ける。
- (2) 代理人による請求の場合には代理権（委任状）の確認を行う。
- (3) 事務取扱責任者は、利用停止等すべき内容が事実であることを証明できる資料の提出を求め、遅滞なくこれを調査して、利用停止等の可否を決定する。
- (4) 利用停止等の請求に対する回答（利用停止等の措置を取らないとの回答を含む。）は書面で行う。なお、利用停止等の措置を取らない場合は、その理由を説明する。

第8章 特定個人情報の削除・廃棄

（特定個人情報の削除・廃棄）

第21条 共助会は、本規程第3条に掲げる事務を処理する必要がなくなったとき、又は所管法令に定められた保存期間を経過したときは、特定個人情報を速やかに削除又は廃棄する。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報を削除・廃棄する場合には、シュレッダーによる裁断、焼却あるいは物理的破壊等復元不可能な方法により行い、削除・廃棄した記録を保存する。

第9章 雑則

(その他)

第22条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成28年2月4日から施行する。